

〔第27回大会研究発表要旨〕

歴史性の展開としての限界状況

高橋 章仁

ヤスパースは、主著『哲学』(1932年)の冒頭で、「われわれの状況から哲学することを始める」とを標榜するが、「限界状況」の章でも同様に、その出発点は、この私の個別的現存在が特定の状況下に身を置く歴史的存在であると自覚することにある。それによって、状況が単なる現存在的状況としてのみならず、実存的性格を帯びた限界状況としても立ち現われる。現存在は、そうした対立に引き裂かれた二律背反構造をもち、その両極を相互に行き来しながら固定的形態をとることがない、つまり、決して完結しえない歴史的なものである。さらに、この現存在の特質を明らかにすることを通じて、論点が個別的歴史性から現存在全体の歴史性へと拡大され、現存在そのものがもつ超えがたい根本的な限界状況、歴史性という限界状況が明らかにされる。『哲学』第二巻「実存開明」の第7章「限界状況」は、現存在の歴史性の中に潜む種々の限界状況を掘り起こす作業を行っており、それゆえ、その第4章「歴史性」のいわば発展的再論と言うべきであり、この二つの章は連続的展開において解されうる。

(早稲田大学非常勤講師)

ヤスパースにおける「連帶」

—— 非行為への帰責の意義 ——

大石桂子

『責罪論』において、ヤスパースはドイツ国民の「形而上の罪」——あらゆる他者との間にもつべき連帶性を損なった罪——を説き、その責任を負う中に国民の再生の道があるとした。ヤスパースはシェーラー同様、利益社会での有機的な労働者という人間観への批判として連帶概念を用いたが、シェーラーが人格共同体の連帶を挙げ、「応答愛」との関連から、個人の憎悪、道徳的惡に対して他者や共同体が共に責任を負うとしたのに対し、ヤスパースは連帶を実存的な一対一の関係に求めつつ、自己の現存在を優先させたために喪失した被害者との連帶に罪を認める。現存在的制約を断ち切って善を行う「実存の自由」を根拠として、責任が問われるのである。

ヤスパース責任論は道徳的罪意識の不完全さ——連帶の損ないを無責化し、自己を受動的なものと位置づけ自由の範囲を制限する——を示唆し、政治的な無力状態を脱して自由を獲得するよう要請する。これは戦争被害者への贖罪の一つであり、他者・共同体との分離から社会的事象に沈黙する人間に求められる、未来に対する責任でもある。

(高崎健康福祉大学講師)